

# 電線共同溝整備事業に係る占用物件の移設等の補償基準

制定 平成 17 年 1 月 25 日  
改定 平成 28 年 3 月 1 日  
(平成 28 年要綱第 38 号)

## 第1 目的

この基準は、「無電柱化に係るガイドライン」に基づき整備する電線共同溝の設置工事により、直接、必要が生じた占用物件の移設等について、その手続きの合理化および移設等に伴う損失の適正な補償の確保を図ることにより、電線共同溝設置の円滑な遂行に資することを目的とする。

## 第2 用語の定義

この基準において、「電線共同溝」とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 2 条第 3 項に定める電線の設置および管理を行う 2 以上の者の電線を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設をいい、電線を収容するための管路、特殊部（電線分岐部を収容するための施設で、分岐柵および簡易トラフを含む。）、連系管路（電線共同溝整備道路区域内に設けるもので、電線共同溝に収容された電線と電線共同溝整備箇所以外の周辺にある架空線等の電線または電線共同溝と既設の地下管路の人孔とを結ぶために必要な管路をいう。）および引込管（電線共同溝整備道路区域内に設ける民地等への電線の引き込みのための管路をいう。）を含むものとする。

## 第3 補償の原則

道路管理者が設置する電線共同溝設置工事により、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 71 条第 2 項第 1 号の規定に基づき移設を命令または依頼した場合における補償について別記 1 のとおりとし、次の要件を満たしているものとする。

### 1 電線共同溝に入溝する既設電線類等

- (1) 電線共同溝の設置により、直接、移設の必要が生じた占用物件であること。
- (2) 道路占用許可を受けており、規定の土被りが確保されていること。
- (3) 道路占用許可条件に特別の定めがないこと。
- (4) 3 年以内に当該物件の改良等の計画がないこと。

### 2 電線共同溝に入溝しない既設占用物件

上記 1 と同様、直接、移設の必要が生じた場合とし、いわゆる「玉突き移

設」によるものも含むものとする。

#### 第4 移設依頼

道路管理者は、占用物件の移設を必要とする時、次の事項を記載した文書により、占用者に対し、命令または依頼を行うものとする。

- 1 事業名
- 2 事業年度
- 3 移設期限
- 4 移設対象物件
- 5 根拠

#### 第5 補償の請求

- 1 占用物件の移設の命令または依頼を受けた者は、速やかに移設工事を行い、その完了後、文書をもって道路管理者に当該占用物件の移設費の補償の請求を行うものとする。
- 2 移設費の補償を請求する権利について、移設工事が完了した日から、その年度内に行わない時、また、予算等の許す場合に限り1年以内に行わない時は、その権利を失ったものとみなす。

#### 第6 予算措置等

- 1 補償に係る予算措置およびその執行は、当該移設の原因となった電線共同溝設置工事を担当する課（または係）において行うものとする。
- 2 補償額の査定に際し必要な資料等は、請求人に提出させるものとする。
- 3 補償額の査定の結果は、請求人に通知するものとし、補償を行うことが不相当と認められる部分または補償対象外のものがある時は、その理由を示すものとする。
- 4 道路管理者は、補償を行う場合は、前項の査定の結果に基づき、請求人と補償契約を締結するものとする。

#### 第7 適用

この基準は、平成21年度以降に生じた移設工事で、「無電柱化に係るガイドライン」に基づき整備する電線共同溝事業より適用するものとする。

### 占用物件移設補償基準表

ケース	整備前	整備後	概要	補償内容			備考
				補償基準			
				工事費	材料費		
1			既設電柱が支障となり仮電柱が必要となる場合	①仮設電柱・電線の設置	100%	100%	
				②既設電柱の撤去	100%	補償対象外	
				③仮設電柱・電線の撤去	100%	残存価値分を控除	
2			既設電柱・電線が支障とならない場合	既設電柱の撤去	補償対象外	補償対象外	
3			民地内の既設電柱が支障となり仮電柱が必要となる場合	①仮設電柱・電線の設置	100%	100%	
				②既設電柱の撤去	100%	補償対象外	
				③仮設電柱・電線の撤去	100%	残存価値分を控除	
4			既設地下占用物件が支障となる場合	①新設管の敷設	100%	100%	既設管と同等品とする。管径および品質等の増工事分は各企業者の負担とする。
				②既設管の撤去	100%	残存価値分を控除	
5			CCB入溝企業者の既設埋設物件が支障となる場合	①既設電柱への仮配線	100%	100%	既設電柱への仮配線を基本とする。 人孔等の改良費および既設管の撤去は本体工事に含む。
				②地中移設	100%	100%	
				③既設管・人孔等のCCB利用	100%	—	
				④既設管の撤去	100%	—	